

## 針葉樹製材に用いる含水率計(携帯型(高周波押当て式以外)の性能基準

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

### 1 適用範囲

この基準は、建築用針葉樹製材の乾燥処理材の含水率測定に使用する含水率計の性能試験方法及び適合判定に適用する。

### 2 性能試験の方法

#### 2.1 試験材

- ①試験材は、認定申請に係る含水率計を用いて測定しようとする針葉樹製材の乾燥処理材とする。樹種及び断面寸法は、認定申請に当たって明記したものをを用いる。
- ②試験材の含水率測定点は、認定申請品によって測定した含水率が10%以上～15%未満、15%以上～20%未満、20%以上～25%未満の含水率の箇所各5測定点、計15測定点とする。ただし、測定点付近には割れや節など、試験に影響する欠点がないものとする。

#### 2.2 含水率計による含水率の測定方法

認定申請に係る含水率計の使用方法によって、試験材の長さ方向における任意の部位について含水率( $M_1$ )を測定する。

#### 2.3 全乾法(JIS Z 2101)による含水率の測定

- ①2.2の測定を行ったそれぞれの部位を試験材から切り出し、全乾法によって含水率( $M_2$ )を測定する。
- ②試験材の全乾法による含水率( $M_2$ )測定部位(任意の長さ)全体の含水率測定直後の総重量( $W_1$ )と全乾時の総重量( $W_2$ )を用いて(1)式により求める。

$$M_2 = (W_1 - W_2) \times 100 / W_2 \dots\dots\dots (1)$$

#### 2.4 全乾密度の測定方法

2.2の測定を行ったそれぞれの試験材について、全乾密度を測定する。また、それらの平均値を求める。

### 3 適合基準

認定申請に係る含水率計による測定値( $M_1$ )と全乾法による含水率( $M_2$ )の偏差( $M_1 - M_2$ )の絶対値が全測定点数(15点)のうち13点以上が全乾法による含水率値( $M_2$ )に0.12を乗じた値以下であること((2)式)。

$$|M_1 - M_2| \leq 0.12 \times M_2 \dots\dots\dots (2)$$

### 付則

この基準は、平成25年4月2日から施行する。

制定 平成17年5月23日 住木技発17第99号

改正 平成25年4月1日 住木認発25第33号